（略）	（略）	一級地	二級地
（削る）	（削る）		
（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
（略）	（略）	（略）
福島県	双葉郡双葉町大字中野字高田一の一	福島復興局福島復興浜通りセンター
群馬県	利根郡片品村大字鎌田三九五二の七	利根沼田森林管理署鎌田森林事務所
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四六

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（国の行政機関の内部部局）	（国の行政機関の内部部局）
第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。	**第二条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　サイバー通信情報監理委員会事務局	（新設）
十三～四十七　（略）	十二～四十六　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（略）	（略）	一級地	二級地
空知郡南富良野町字金山	札幌開発建設部空知川河川事務所金山ダム管理支所		
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
（略）	（略）	（略）
群馬県	利根郡片品村大字鎌田三九五二の七	利根沼田森林管理署鎌田森林事務所
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）